

学校法人等への経常費補助金の支出管理について

対象受検機関：教育庁私学課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																										
<p>1 学校法人等への補助金支出の状況 教育庁では、教育条件の維持向上、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めるため、学校法人等への教育に係る経常的経費についての補助金（以下「経常費補助金」）を支出している。〔私立学校振興助成法（以下「法」という。）第9条〕 <注>「学校法人等」＝私立学校法第3条に規定する学校法人及び学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人をいう。以下同じ。</p> <p style="text-align: center;">経常費補助金の平成28年度決算額 (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="284 772 1276 1045"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助金名称</th> <th rowspan="2">決算額</th> <th colspan="2">(財源)</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>府</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私立高等学校等経常費補助金</td> <td>361.51</td> <td>52.83</td> <td>308.68</td> </tr> <tr> <td>私立幼稚園経常費補助金</td> <td>132.51</td> <td>20.20</td> <td>112.31</td> </tr> <tr> <td>私立幼稚園等特別支援教育費補助金</td> <td>8.93</td> <td>4.35</td> <td>4.58</td> </tr> <tr> <td>私立幼稚園預かり保育事業補助金</td> <td>5.73</td> <td>2.85</td> <td>2.88</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>508.68</td> <td>80.23</td> <td>428.45</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 経常費補助金の検査等の現状 (1) 補助対象事業が申請内容に沿って適切に実施されているかどうかについて、法第12条に基づき検査を実施している。同検査においては、補助金に係る申請書、実績報告書や決算関係書類等を確認している。 (2) 上記の検査以外に毎年度5月1日現在における私立学校に関する基礎資料等を提出させ、同資料を活用して、学校運営の状況の把握に努めている。</p> <p>3 学校法人等の財務計算に関する書類の公認会計士等による監査 経常費補助金の交付を受ける学校法人等は、法第14条の規定により、貸借対照表等の財務計算に関する書類のほか、収支予算書を教育長に届け出ることになっている。また、こうした財務計算に関する書類には教育長の指定する監査事項について、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付することになっている（補助金額が1,000万円未満で教育長の許可を受けたものを除く。）。 監査報告書を都道府県に提出することを義務付ける法の趣旨は、学校法人等の会計処理や財務計算に関する書類等について、都道府県が行う検査に加えて公認会計士等に監査を行わせることで、補助金の適正な執行を図ることにある。</p> <p>4 学校法人森友学園における不正受給事案への対応 学校法人森友学園において、平成23年度から平成28年度の間を受給した私立幼稚園経常費補助金及び私立幼稚園等特別支援教育費補助金の一部に関して補助金交</p>	補助金名称	決算額	(財源)		国	府	私立高等学校等経常費補助金	361.51	52.83	308.68	私立幼稚園経常費補助金	132.51	20.20	112.31	私立幼稚園等特別支援教育費補助金	8.93	4.35	4.58	私立幼稚園預かり保育事業補助金	5.73	2.85	2.88	計	508.68	80.23	428.45	<p>1 不正受給事案の発生を受けて経常費補助金に係る自己点検・臨時調査を実施するとともに、補助金の適正な執行を図るため、補助金申請に係る提出書類や検査の見直しについて検討しているが、現時点では下記のような懸念がある。</p> <p>(1) 私立幼稚園経常費補助金について発生した幼稚園専任教員と保育所職員の重複等による不適正な受給に関し、他に同様の事例がないか確認するため、庁内関係部局や市町村の協力を得て、同補助金の専任教員要件について関係学校法人に自己点検を求めているが、私学課において職員の重複状況を把握できる仕組みが整備されていない。</p> <p>(2) 私立幼稚園等特別支援教育費補助金について発生した障がい幼児への特別支援教育の不実施等による不適正な受給に関し、臨時調査を実施しているが、今後の検査の実効性の確保策が明確になっていない。</p> <p>2 府が実施する補助金の審査・検査に当たって、法第14条に基づく監査を実施した公認会計士等に監査内容の問い合わせ等は行っていない。 補助金の支出管理の適正化を更に図るためには、府のみならず法第14条に基づき監査を行った公認会計士等の協力も得るべきである。</p>	<p>1 以下の事項に留意して、経常費補助金の適正な支出管理を図られたい。</p> <p>(1) 不適正受給を未然防止するため、学校法人と同一の理事長等が関係法人で保育所等を運営しているなどの情報について、組織表や教職員の兼任状況等を確認できる資料を求め、補助金審査に活用することを検討されたい。</p> <p>(2) 従前から実施している検査手法に加えて、保護者の同意状況等不適正な申請につながりやすい項目を重点的に選定して、学校法人等の運営状況をも踏まえた頻度や深度を考慮した機動的な調査を実施するなど補助金の検査の実効性を確保することを検討されたい。</p> <p>2 補助金申請の審査や監査に係る着眼点について公認会計士等に情報提供を図るとともに、公認会計士等が学校法人等の監査を行った際、監査報告書に補助金申請内容の適正性について一定の意見等を記載してもらうこと等を関係者ととともに検討されたい。</p>
補助金名称			決算額	(財源)																								
	国	府																										
私立高等学校等経常費補助金	361.51	52.83	308.68																									
私立幼稚園経常費補助金	132.51	20.20	112.31																									
私立幼稚園等特別支援教育費補助金	8.93	4.35	4.58																									
私立幼稚園預かり保育事業補助金	5.73	2.85	2.88																									
計	508.68	80.23	428.45																									

付要件に違反していたと府が判断。各年度の補助金交付決定を取り消し、超過交付となった金額計**61,867**千円の返還を命令した。併せて詐欺容疑で刑事告訴を行い、現在捜査が進められている。

(私立幼稚園経常費補助金)

- ・専任とされていた教員が他の施設(保育園)と兼任していた。
- ・勤務・給与支払実態が確認できない教員を補助金対象として申請していた。

(私立幼稚園等特別支援教育費補助金)

- ・補助金交付の対象となる障がい幼児の特別支援教育を実施していなかった。
- ・対象園児に必要な支援について申請内容と実際の支援の内容に齟齬があった。

5 経常費補助金に係る自己点検・臨時調査の実施状況

(調査対象年度 平成**24**年度～平成**28**年度)

上記不正事案を受けて、私学課では他に同様の事例がないか庁内関係部局、市町村の協力を得て調査を行ったところ、結果は次のとおりであった。

(平成**29**年7月**21**日付け報道提供資料等より)

(1) 私立幼稚園経常費補助金の専任教員要件に係る自己点検の実施

ア 対象法人 **58**法人

- ・保育所・認定こども園を運営している社会福祉法人の理事長と同一人物が、法人理事長または幼稚園園長を務める法人
- ・同一の学校法人で、保育所・認定こども園等を運営している法人

イ 調査結果

経常費補助金受給幼稚園の「専任教員(専任園長を含む)」の、他の施設職員との兼任の有無等について自己点検を求めた結果、**8**法人から「兼任していた」との報告があった。今後**8**法人に対してヒアリングを行い、専任要件を満たすかどうか判断する。専任要件を満たしていないと判断される部分の補助金については返還を求める。(※)

(※) 上記**5**(1)イの調査結果を受けて私学課が実施したヒアリングに基づく府の判断は次のとおり。

- ・**1**園：専任要件を満たさず、補助金の返還(**15,942**千円)を求める。
- ・**1**園：専任要件違反かどうかについて引き続き調査を実施する。
- ・**6**園：専任要件に抵触しない。

(以上、平成**29**年8月**23**日付け報道提供資料より)

(2) 特別支援教育費補助金に係る臨時調査

ア 対象法人 **10**園

対象年度において特別支援教育費補助金の交付を受けた私立幼稚園・認定こども園のうち、次の条件のいずれかに該当する園

- ・各年度において、全園児に対する特別支援の対象園児の割合が**10%**を超えた園
- ・各年度において、特別支援教育費補助金の交付を受けた府内全園の中で、特別支援対象として申請した園児数をもっとも多い園

【私立学校振興助成法】

(学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助)

第**9**条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

(所轄庁の権限)

第**12**条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

- 一 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

(書類の作成等)

第**14**条 第**4**条第**1**項又は第**9**条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

3 前項の場合においては、第**1**項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

<p>イ 調査結果</p> <p>10園全てで各年度に保護者への説明を行い、同意を得ていることを確認した。ただし、平成28年度から義務付けていた保護者同意書を取得していない園があった（全対象園児取得なし：1園、一部の園児の取得なし：1園）。 なお、保護者同意書を取得していない2園については、同意書を取得し、私学課に提示するよう指導した結果、是正された。</p> <p>(3) 調査対象外の幼稚園に対する対応</p> <p>上記(1)(2)の調査対象外であった幼稚園・認定こども園に、専任教員要件の確認や特別支援教育費にかかる保護者同意状況などの自己点検を改めて求めた。</p> <p>6 補助金の支出管理の見直しの検討状況</p> <p>教育庁では、来年度から交付申請時の提出書類追加により審査を厳格化するなど、審査時のチェック体制の強化に向けて検討を進めている。（追加予定書類：加入が要件となっている教職員の私学共済からの確認通知書等） なお、教育庁では全ての私立幼稚園、認定こども園設置者あてに、補助金の適正執行のため、補助要件に則った適切な申請、事業の実施の確認をするよう依頼する文書を発出した。（平成29年6月23日付け教私第1858号）</p>	<p>大阪府教育長公告第1号</p> <p>私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項の規定により、大阪府知事を所轄庁とする学校法人（同法附則第2条第2項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第2条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含む。）が同法第14条第1項の書類に添付する同条第3項の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成28年4月1日から実施し、平成27年度以降の会計年度に係る同条第3項の監査報告書について適用する。</p> <p>平成28年6月3日</p> <p>大阪府教育長 向井 正博</p> <p>学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。ただし、平成27年度については、同基準の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表及び消費収支内訳表を除く。）が作成されているかどうかとする。</p>	
--	---	--

措置の内容

【改善を求める事項（意見）1について】

- 1 私立幼稚園等の補助金について、要件違反や虚偽申請などの申請段階における不正を未然に防ぐとともに、補助金申請の審査と調査の実効性を高めるため、下記の取組を実施した。
- (1) 申請段階で提出される資料に各教職員の勤務時間の記入欄を追加し、就業規則に基づく勤務時間との整合性を確認することや、補助金調査時の資料として保育所等の関連施設職員に係る資料を追加することにより、他施設と兼任していないか確認することとした。

(2) 保護者理解の下での特別支援教育の実施を徹底するため、対象園児への支援内容を園が具体的に記載する副申書に保護者の確認欄を追加した。

また、平成 30 年度から令和元年度までの 2 年間で、府内の私立幼稚園全園を対象として集中的に補助金検査等を実施した（対象園数 419 園のうち、実施園数 411 園、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期等が 8 園）。検査の結果、幼稚園等の補助金事務や園運営、法人運営に関する事務において、重大な法令等違反などの状況は認められなかったが、一部の園において、不適正な事務や事務処理の錯誤等を確認したため、必要な指導や過大交付となっていた補助金について減額調整等により是正を行った。

また、各園での「今後の運営事務等の改善」や「より良い教育環境の整備」に向けた参考となるよう、2 年間の検査における指摘事項の概要等を取りまとめ、「よく見かけられた指摘事例」を紹介するとともに「事務改善のポイント」も併記した上で、全園に対し通知を行った。

なお、今後の補助金検査等については、検査の実効性を確保するため、平成 30 年度、令和元年度における全園検査の手法・深度を踏襲するとともに、学校法人等の運営状況等も踏まえつつ、3～5 年毎の定期実施が可能となるよう検査の頻度を設定する。また、検査の有無に関わらず、各園における適正な事務や運営が実施されるよう、今後、自己点検シートを作成・配付するなど、その活用により、自らで事務の適正な執行を確認する仕組みづくりを進めていく。

【改善を求める事項（意見）2 について】

2 私立幼稚園等の補助金や学校法人会計の審査及び監査に係る着眼点等について、大阪府と公認会計士協会との間で情報共有を図ることを目的に、日本公認会計士協会近畿会学校法人小委員会委員と意見交換会を実施（合計 5 回）した。

(1) 平成 30 年 5 月 2 日、平成 30 年 6 月 8 日

【主な内容】：本件、監査結果「改善を求める事項（意見）」について、概要・趣旨を説明するなど、公認会計士が行う私立幼稚園等の監査において留意されるよう情報共有を行った。

(2) 平成 31 年 2 月 12 日、平成 31 年 3 月 8 日

【主な内容】：平成 30 年度から実施している、府内私立幼稚園の補助金検査の実施状況について、情報共有を行った。

(3) 令和 2 年 3 月 18 日

【主な内容】：平成 30 年度から令和元年度までの 2 年間で実施した、府内私立幼稚園の補助金検査の結果（総括）について、情報共有を行った。

また、上記 5 回の意見交換会を通じて、協会側より、府が作成・配付している「学校法人会計基準の処理標準」について、改定を求める要望があったことを受け、法令改正などの学校法人を取り巻く環境の変化や、平成 30 年度から令和元年度までの 2 年間で実施した、全園検査により判明した法人運営や会計事務の状況等を踏まえ、協会の助言も得ながら検討を進め、令和 2 年 3 月に「学校法人会計基準の処理標準」の改定を行った。今後も私立幼稚園等の会計処理（補助金等含む）が適正に行われるよう、適時、公認会計士等と情報共有を行うとともに必要な見直しを行っていく。

監査（検査）実施年月日（委員：平成 29 年 8 月 7 日、事務局：平成 29 年 6 月 5 日から同年 7 月 11 日まで）